平成２１年（フ）第４４号
茨城県神栖市深芝2766番地　カーサラウレールⅠ　102号室
破産者　栗芝　昭宏
1　決定年月日　平成21年12月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所麻生支部

平成２１年（フ）第５６号
茨城県神栖市大野原１丁目８番23号　坂本荘２号
破産者　中村　美枝
1　決定年月日　平成21年12月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所麻生支部

平成２１年（フ）第６５号
茨城県潮来市宮前２丁目22番地１
破産者　中野　正美
1　決定年月日　平成21年12月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所麻生支部

平成２１年（フ）第９８６号
横浜市港北区岸根町539番地１　ブリズ岸根公園505
破産者　相原　香織
1　決定年月日　平成21年12月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第５８３号
愛知県半田市高峰町68番地
破産者　山本　和久
1　決定年月日　平成21年12月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１３４４号
愛知県常滑市明和町３丁目３番地の１、開始決定時の住所名古屋市天白区土原４丁目209番地
破産者　大竹製作所こと　大竹　幸男
1　決定年月日　平成21年12月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２２５０号
愛知県尾張旭市南本地ケ原町３丁目12番地
破産者　中條　健司
1　決定年月日　平成21年12月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３３６号
愛知県一宮市木曽川町門間字福塚前78番地リトルタウン福塚103号
破産者　佐々木誠一
1　決定年月日　平成21年12月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第２０５号
兵庫県神崎郡市川町東川辺249番地の13
破産者　楠田　直美
1　決定年月日　平成21年12月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第６２３号
兵庫県姫路市夢前町新庄1118番地１
破産者　フォトスタジオタニグチこと　谷口　義行
1　決定年月日　平成21年12月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第１３８１号
広島市東区牛田新町１丁目５番１―203号
破産者　山崎　信吾
1　決定年月日　平成21年12月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４６４号
熊本市保田窪５丁目12番20―414号
破産者　高濱　　攻
1　決定年月日　平成21年12月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第４３０号
大分市大字駄原2408番地の８
破産者　入倉　孝行（旧姓園田）
1　決定年月日　平成21年12月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第２６０１号
北海道千歳市若草１丁目24番地の５
破産者　大福　明男
1　決定年月日　平成21年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１９号
宮城県柴田郡大河原町字新桜町10番地16、開始決定時の住所宮城県柴田郡柴田町船岡東４丁目12番19号
破産者　平間　信子
1　決定年月日　平成21年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所大河原支部

平成２１年（フ）第１１９号
宮城県刈田郡蔵王町遠刈田温泉字七日原１番地22
破産者　千葉きみ子
1　決定年月日　平成21年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所大河原支部

平成２１年（フ）第２２０８号
横浜市西区久保町40番９号
破産者　鈴木　　篤
1　決定年月日　平成21年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２７号
新潟県村上市杉原12番６号
破産者　鈴木イセ子
1　決定年月日　平成21年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所新発田支部

平成２１年（フ）第９１号
新潟県新発田市中曽根町３丁目９番16号　レオパレスハーモニー202
破産者　鶴巻　雅彦
1　決定年月日　平成21年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所新発田支部